

- 一 性書之 男一〇名
- 一 資本金六之 男一〇名
- 一 之何れも協定 日本労働組合連合会 八名
- 一 取組経路之

協定書ノ封筒上ニ三月廿六日 職工賃銀一〇日十ノ二四五
 ナリ一内五ナリ一内五ナリトシテ下ニシテ依
 職工人名、伊保合ニ加筆シ四月廿六日大坂市労働組合連合会
 へ送付シテ右記諸事係ノ提出ナリ

- 1. 現在ノ値下ノ程シ以前ノ工賃ノ五ノ値下トセシメシ
- 2. 昭和二年三月二十五日ノ決り直しセシメシ
- 3. 臨時停業又つ労働組合ノ維持ノ際ニ常備金一時目録
 三三十分ノ支出セシメシ
- 4. 協定書ノ全印合社ニ送付セシメシ

- 5. 和衣所ノ不潔線ノ職工ニ於テ南原ナリ様ニセシメシ
- 6. 倉庫ナリ汚損サシメシ
- 7. 各自使用機械ノ破損及修理代ノ増大ニ会社ニ負担セ
 らレ
- 8. 鑛ハ全部会社ニ買収セシメシ
- 9. 工場規定書ニサシメシ
- 10. 解雇手書件

一 今年末協定後ノ四上トシ
 一 今年以上ノ改善ニ
 一 今年以上ノ改善ニ 三〇

四月十三日協定折衝ノ結果として重役会決議ノ決議ニ協定書及新協
 定書ニ対シ協定書及新協定書

重役会決議ノ決議ニ対シ協定書